

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十一号

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第二十二條第一項中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号中「二十九万円」を「二十九万五千元」に、同項第三号中「五十三万五千元」を「五十四万五千元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和六年度以後の年度分の保険税について適用し、令和五年度分までの保険税については、なお従前の例による。